



電気通信事業法改正の方向性に対する疑問・確認を要する論点

総務省 電気通信事業ガバナンス検討会
2021年12月28日

間下直晃 副代表幹事／規制・競争政策委員会委員長(ブイキューブ 代表取締役社長CEO)
寺田航平 データ戦略・デジタル社会委員会委員長(寺田倉庫 代表取締役社長)

【1】適用となる対象について

- ◆ 法改正により規制適用対象となる事業者(「電気通信事業を営む者」)・事業内容の定義が不明瞭。そのため、自らが規制対象かを確認するなどの事務負担の増加にとどまらず、新たなサービスの創造を委縮させるなど、ビジネス活動を広範に阻害する恐れ。

【2】法改正の意義と実効性について

- ◆ そもそも「安全・安心で信頼され」ない通信サービス・ネットワークは、市場競争で淘汰されるため、規制は最小限であるべき。「特定の個人を識別できない情報」(ハンドルネーム等)や「法人ユーザー情報」をどこまで保護する必要があるか、産業界も含めた幅広い議論が必要。
- ◆ 仮に経済安全保障などの国家的法益の観点から必要なのであれば、まず、政策目的を明示すべき。その上で、適切な規制と実効性の確保が可能な制度を設計すべき。
- ◆ 規制を守る善良な事業者だけが負担を強いられることがないように配慮すべき。

【3】下請け事業者への影響について

- ◆ 「特に大規模な電気通信事業者(利用者数1000万人以上)」であっても、実務は下請け事業者に発注している場合もある。そのため、法改正の影響が広範囲におよび、中小事業者の負担増につながる恐れはないか。

【4】検討プロセスについて

- ◆ データ保護は成長戦略や経済安全保障に関わる重要テーマであり、様々なステークホルダーを交えた透明性の高い検討がなされるべき。
- ◆ (再掲)「特定の個人を識別できない情報」や「法人情報」をどこまで保護する必要があるか、産業界も含めた幅広い議論が必要。